

## カンボジア、2017年度の 移転価格コンプライアンス 文書化要件を公表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブ・サマリー

カンボジア租税総局(以下、「租税総局」)は、2017年度事業所得税年次申告書(以下、「2017年度申告書」)を公表しました。これは決算日が2017年12月31日の納税者に適用されます。2017年度申告書の付表1は関連者開示書類であり、2017年度に関連者間取引のある納税者が独立企業原則に基づく移転価格文書を作成したかについて確認を求めるよう更新されています。2017年度申告書及び付表1の提出期限は、2018年3月31日です。

### 詳細

#### 2017年度申告書の付表1

カンボジアの納税者は、付表1「関連者間取引リスト」に2017年度に行った、以下の関連者間取引を記載することが義務付けられています。

- ▶ 関連者間で発生したすべての収益及び売上
- ▶ 関連者間のすべての費用及び仕入
- ▶ 関連者間の貸付及び借入

また、付表1には関連者の名称及び居住国、関連者間取引の概要、並びに各関連者間取引の価額を記載する必要があります。

## 付表1の不遵守による影響

付表1は、省令第986号第19条に定めるカンボジアの移転価格規則について言及しており、納税者が上述の情報の提供を怠った場合、税務当局は納税者の税務コンプライアンス証明書の撤回又は納税者の税務コンプライアンスステータスの変更を行う可能性があります。さらに租税法第133条に基づき、移転価格調整の際にペナルティが適用される場合があります。

## 省令第986号第18条: 年次移転価格コンプライアンス文書の具備

省令第18条は納税者に移転価格文書の作成に係る指針を提供しており、納税者が移転価格文書に以下の情報を含めることを促しています。

### 納税者及び関連者に関する一般情報:

- ▶ 納税者のグループ構造及びグループ内関係に関する情報
- ▶ 納税者及び関連者の事業内容の詳細
- ▶ 事業開発戦略及び投資計画に関する文書

### 納税者の関連者間取引に関する情報:

- ▶ 関連者間契約及び製品とサービスのフローチャート
- ▶ 製品の説明情報

### 納税者の移転価格ポリシーの詳細:

- ▶ 納税者及びグループの関連者価格ポリシーの詳細
- ▶ 納税者の関連者間取引の利益率
- ▶ 最適な移転価格算定方法の選定の根拠

## OECDに準拠した移転価格文書

省令第986号は、OECD移転価格ガイドラインに基づいています。したがって、ベンチマークプロセスの手順と結果は、OECDに準拠した移転価格文書として文書化する必要があります。また、国別報告書に関するBEPS行動13の報告書の指針に合わせるのが望ましいとされています。

## 移転価格文書の言語要件

租税総局は過去には英語による移転価格文書を受け入れていますが、正式には、租税総局に提出するすべての書類はクメール語で作成しなければなりません。今後は租税総局がクメール語への翻訳を要請する可能性があります。

## 移転価格文書の提出期限

省令では、要求に応じた移転価格文書の提出期限は定められていません。租税総局が要求するその他の書類は、7営業日以内に提出しなければなりません。申請により期限延長が認められる場合もありますが、調査官の裁量により決定されます。

## 終わりに

省令第986号や付表1で取り上げられていない事項は、以下の通りです。

### 企業全体又は個別の取引分析:

租税総局が納税者に対し、個々の関連者間取引の独立企業間価格の文書化を要求するか、又は合算したもの、もしくは企業全体がコンプライアンスを遵守しているというアプローチを受容するかについては不明です。

### 公表されていない比較対象 (シークレットコンパラブル)の使用:

租税総局は一般に公開されていない情報にアクセスすることができるため、このような非公開情報が他のカンボジアの企業における省令第986号の遵守を評価するための基礎として使用されないことが重要です。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180322

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)